

只見町農業集落排水処理施設及び只見町資源リサイクルセンター維持管理業務委託
にかかる公募型プロポーザル募集要項

1. 委託名称

只見町農業集落排水処理施設及び只見町資源リサイクルセンター維持管理業務委託

2. 委託実施場所

- | | |
|------------------|-------------------------------|
| ①八木沢地区農業集落排水処理施設 | ②只見地区浄化センター |
| ③朝日地区浄化センター | ④明和地区浄化センター |
| ⑤梁取地区中継ポンプ施設 | ⑥只見町資源リサイクルセンター
(コンポスト化施設) |

3. 業務委託期間

業務の委託期間は令和9年4月1日から令和12年3月31日までとする。

4. 業務委託内容

「只見町農業集落排水処理施設及び只見町資源リサイクルセンター維持管理業務委託仕様書」による。

5. 応募資格要件

- 1) 浄化槽技術管理者を配置していること。
- 2) 浄化槽保守点検業者登録と下水道処理施設維持管理業者登録をしていること。
- 3) 受託に必要な資格者や実務経験者が確保されていること。
- 4) 緊急時の支援体制が確保されていること。

6. 応募手続

「只見町農業集落排水処理施設及び只見町資源リサイクルセンター維持管理業務委託仕様書」及び関係資料の閲覧については、令和8年8月17日（月）から令和8年10月16日（金）の期間、町ホームページに掲載するため、必要書類を確認のうえ応募すること。

また、質問等については、上記の期間内に、書面に内容を簡潔にまとめて提出すること。回答は書面により行い質問者への送付とする。また、現地説明の依頼があった場合は日程調整を行い希望者にその旨通知をし実施する。

7. 提出書類（各7部）

- 1) 会社概要書
- 2) 資格要件に記載した資格を有する証明書等の書類
- 3) 施設管理に関する計画及び業務遂行・危機管理体制の企画書
- 4) 業務受託実績書
- 5) 業務委託料見積書
- 6) 委託料費用内訳明細書

8. 提出期限

令和8年10月16日（金）までとする。

9. 書類提出先

只見町役場（駅前庁舎）町民生活課 生活安全係（Tel 0241-82-5100）

10. 選定基準

只見町プロポーザル方式業者選定委員会設置要綱に基づき、応募資格要件、会社概要及び各企画書、計画書を基に審査し選定する。